

◎新潟県告示第1186号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
関川水系漁業協同組合（妙高市美守2-1-38 1F）
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																												
<p>第1条 （略）</p> <p>（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）</p> <p>第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は、組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>（漁具・漁法の制限）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣</td> <td>竿釣は1人1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>（遊漁区域と遊漁期間）</p> <p>第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">ア 魚種</th> <th style="width: 33%;">イ 区域</th> <th style="width: 33%;">ウ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな</td> <td>内共第18号の漁場の区域</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ にじます</td> <td>内共第18号の区域の漁場のうち、次に限</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁具・漁法	規 模	竿釣	竿釣は1人1本	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで	やまめ にじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限	3月1日から9月30日まで	<p>第1条 （略）</p> <p>（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）</p> <p>第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は、組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>（漁具・漁法の制限）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%;">規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竿釣り</td> <td>竿釣りは1人1本</td> </tr> <tr> <td>投網</td> <td>網目は12ミリ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（遊漁区域と遊漁期間）</p> <p>第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">ア 魚種</th> <th style="width: 33%;">イ 区域</th> <th style="width: 33%;">ウ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな</td> <td>内共第18号の漁場の区域</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ にじます</td> <td>内共第18号の区域の漁場のうち、次に限</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁具・漁法	規 模	竿釣り	竿釣りは1人1本	投網	網目は12ミリ以上	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで	やまめ にじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限	3月1日から9月30日まで
漁具・漁法	規 模																												
竿釣	竿釣は1人1本																												
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間																											
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで																											
やまめ にじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限	3月1日から9月30日まで																											
漁具・漁法	規 模																												
竿釣り	竿釣りは1人1本																												
投網	網目は12ミリ以上																												
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間																											
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで																											
やまめ にじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限	3月1日から9月30日まで																											

	る。 ・妙高市杉野沢地内 苗名滝から上流の 氷沢川との合流ま での関川本流並び に氷沢川及びその 支川の区域。	
うぐい	内共第18号の区域の 漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内 苗名滝から上流の 氷沢川との合流点 までの関川本流並 びに氷沢川及びそ の支川の区域。	1月1日から12 月31日まで 「販売の自主規 制及び食用抑制 の措置」がとら れている間は周 年にわたり採捕 を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共18号第5種共同漁業権の遊漁証認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
いわな・やまめ・にじます ・うぐい	竿釣	日券1,500円 年券4,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

- (1) 関川水系漁業協同組合取扱
- ① 組合が指定し公示した各市町村の釣具店
 - ② 総括販売 妙高市美守2丁目1-38
関川水系漁業協同組合事務所
 - ③ その他、組合が指定し公示した場所

	る。 ・妙高市杉野沢地内 苗名滝から上流の 氷沢川との合流ま での関川本流並び に氷沢川及びその 支川の区域。	
うぐい	内共第18号の区域の 漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内 苗名滝から上流の 氷沢川との合流点 までの関川本流並 びに氷沢川及びそ の支川の区域。	1月1日から12 月31日まで 「販売の自主規 制及び食用抑制 の措置」がとら れている間は周 年にわたり採捕 を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱い店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 漁場区域では禁止区域の設定はしない。

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共18号第5種共同漁業権の遊漁証認証を受けた者及び遊漁者が末就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ・にじます ・うぐい	竿釣り	日券1,500円 年券4,000円
	投網	年券12,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

- (1) 関川水系漁業協同組合取扱
- ① 組合が指定し公示した各市町村の釣具店
 - ② 総括販売 上越市子安新田4-67
関川水系漁業協同組合事務所
 - ③ その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

- ① 総括販売 長野県上水内郡飯綱町大字牟936-2
- ② その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は令和5年1月1日から施行する。

(行政庁の許可日 令和 年 月 日)

(2) 北信漁業協同組合取扱

- ① 総括販売 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
- ② その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共17号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号

溪流釣 日券・年券 遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢)

承認期間 _____

遊漁対象魚種 ※魚種ごとに遊漁対象魚種は異なりますので、ご注意ください。
 ・内共第17号 いわな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい
 ・内共第18号 いわな、やまめ、にじます、うぐい

漁具・漁法 竿釣 1本
 遊漁区域
 ・関川水系漁業協同組合が有する内共第17号の区域
 ・関川水系漁業協同組合と七音漁業協同組合が有する内共第18号の区域
 ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合
 販売店名 _____
 料 金 _____

(裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず付けて下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の無届監視員が確認のためご声をかけることがありますので、ご協力下さい。
- いわな・やまめ・にじますは全長15cm以下、うぐいは全長10cm以下採捕禁止。本証は、表裏に記載された魚種以外の採捕することはできません。
- 「食用抑制の措置」により、こい、ふな、うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
- その他制限と禁止
 ①水中で電流を通じてする漁法 ②瀬干漁法
 ③ごろがり漁法(あめぐろがりを除く。)
 ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
- 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
- さけ、さくらまちは全面禁漁
- あめ釣りはあめの遊漁承認証、いわな・やまめ等は別途遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
 漁業種ごとき魚種の放流量は毎年監視員水面管理委員会より指示された増殖指示量に基づいています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
 組合員、遊漁者が頼らば水産資源を有効利用できるように配慮しています。
 ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (0255-75-5148) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式1号

溪流釣 遊漁承認証 (表)

平成〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢)

承認期間 平成 年遊漁期間中

遊漁の魚種
 いわな、やまめ、にじます、(うぐい、こい、ふな含)

漁具・漁法 竿釣り1本
 遊漁区域
 関川水系(内共第17号・18号の区域)
 ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合
 発行者名 _____ 印
 料 金 ¥4,000 (現場交付¥4,500)

溪流釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

- 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず付けて下さい。
- この承認証を他人に貸してはなりません。
- 当組合の無届監視員が確認のためご声をかけることがありますので、ご協力下さい。
- いわな・やまめ・にじますは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。あめ釣りは採捕禁止。
- 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
- その他制限と禁止
 ①水中で電流を通じてする漁法 ②瀬干漁法
 ③ごろがり漁法(あめぐろがりを除く。)
 ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
- 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
- さけ、さくらまちは全面禁漁
- あめ釣りはあめの遊漁承認証、いわな・やまめ等は別途遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
 新規県魚管理委員会指示の養魚放流量(平成16年から平成25年まで10年間)

	あゆ	いわな	やまめ	にじます	ふな	こい	うぐい
17号魚場	30kg	3,000尾	3,000尾	160kg	4kg	4kg	30㎡
18号魚場	0	0	1,000尾	4kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量(17号魚場及び18号魚場の養魚放流量以外、高圧3年間の在留量)

	あゆ	いわな	やまめ	にじます
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流量は魚種それぞれ監視員にご指示する関川ご放流しています

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
 1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁は、免許された当組合に課されている増殖義務及び無届監視員等のための経費の一部として使用されるものです。
 組合員、遊漁者双方の負担によって関川環境が維持されていることをご理解ください。

2. 県内一円の魚場でも、組合員、遊漁者が頼らば水産資源を有効利用できるように配慮しています。
 ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

あゆ釣 遊漁承認証 (表)

平成〇〇年 No. _____

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____ _____
	氏名 (年 齢)

承認期間 _____ 平成 _____ 年遊漁期間中

遊漁の魚種 あゆ (うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り1本 (あゆに限り ころがけ釣り可能)

遊漁区域 関川水系 (内共第17号・18号の区域)
うぐい、こい、ふなは「食用抑制の措置」により区域ご限定
あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

発行者名 _____ 印

料 金 ¥5,000 (現場交付¥5,500)

あゆ釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

1. 遊漁 (釣) をする時はこの遊漁承認証等、他の人から見えずに管押必須出してください。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁獲監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. しずな・やまめ・にじます・こい・ふな・うぐいは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。
5. 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
す除き区域限定食用禁止魚種あり。
6. その他制限と禁止
 ①水中に電流を通じてする漁法 ②瀬干漁法
 ③ころがけ漁法 (あゆころがけを除く。)
 ④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法
 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間・お休捕禁
毎年7月11日より11月30日まで、(ただし、10月1日より1週間禁漁)
8. さけ、さくらまはは全廃禁漁

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業

新潟県漁業管理委員会指定の義務放流量 (平成16年から平成25年までの10年間)

	あゆ	しずな	やまめ	にじます	ふな	こい	うぐい
17号漁場	30kg	3,000尾	3,000尾	100kg	40kg	40kg	30㎡
18号漁場	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量 (17号漁場及び18号漁場の義務放流以外：直近3年間の年間量)

	あゆ	しずな	やまめ	にじます
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流対象魚種それぞれ繁殖量を適する河川に放流しています


関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

3. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された当組合に課せられる増殖義務及び漁獲量維持のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
4. 県内一円の漁場では、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第2号

漁場監視員証(表)

	漁場監視員証	関川 号
	氏名	
年 月 日交付	住所	
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
関川水系漁業協同組合		印

(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧に行う。 3. 本証を携帯しベストを着用すること。 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う。 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式3号

漁場監視員証(表)

監視員証 No				
漁場監視員証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table>	氏名	(年齢)	住所	
氏名	(年齢)			
住所				
有効期間				
平成 年 1月1日より				
平成 年12月31日まで				
発行者 関川水系漁業協同組合 印				

漁場監視員証(裏)

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧に行う。 3. 本証を携帯し腕章をつけること。 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日